

# 本検討委員会の開催趣旨及び 今後の進め方について

---

令和5年8月、沖縄県宮古島市下地島沖においてダイビング船クリスタルM転覆事故が発生、令和6年9月に運輸安全委員会により事故調査報告書が公表された。同報告書において特定された**事故の原因**は以下のとおり。

- ・船体が「船尾部の仕切り板が取り外され、また重量のある潜水器材を積載していたことで、船尾部が沈みやすい状態」にあり、「油圧配管の修理後に貫通部等を塞がずに開いたままの状態であった」
- ・船長は、「上甲板上に入った水は船内に滞留することなく船外に排出されるので、波が打ち込んでも支障ないと認識していた」ことにより、「船尾部を風波が来る方向と同じ北西方に向けて錨泊を続けた」
- ・船長は、「気象・海象が悪化する前に避難するなどの判断が出来なかった」

また、**必要と考えられる再発防止策**（船長、船舶所有者、ダイビング事業者、JCI、行政機関）として、以下が指摘された。

- ・「本船の構造（波の打ち込みやすさ等）や排水能力を理解し、浸水を認めた場合は、直ちに必要な応急措置を行うこと」（船長）
- ・「船尾構造の変更等を行う場合、臨時検査等を受検するとともに、潜水器材の積載等により沈みやすくなる場合は復原性の確保に注意すること」（船舶所有者）
- ・「運航基準（波高や風速等）を文書などで明確に定めること」（ダイビング事業者）
- ・「JCIは構造変更等の申し出がない場合でも、適切な指摘や助言を行い、船体の外観検査等の実効性を高めること」（JCI）
- ・「関係行政機関においても、ダイビング船の運航の実態の把握に努め、取組の現状を検証し、安全運航に係る重層的な安全管理及び指導等がなされるべき」（行政機関）

これを受けて、国土交通省においてダイビング船の運航実態について委託調査を行った結果、ダイビング船の安全確保について様々な課題が浮き彫りになったところ。

このような状況を踏まえ、**ダイビング船の安全性を高める観点から、ハード、ソフトの両面からダイビング船の安全対策を検討し、有効且つ実行性のあるガイドラインをできるだけ早期に取りまとめることを目的として、有識者・業界関係者等からなる検討委員会を開催する。**

## 検討の範囲

本検討委員会における検討の範囲は、ダイビング船の安全運航に関わる以下に掲げる事項とし、ダイビングそのものの安全対策や、ダイビング事業の在り方等については議論に含めないものとする。

- ダイビング船による事故(船舶とダイバーの接触事故、船内でのダイバーの転倒、船舶からの転落等の人身事故を含む。)の防止のため、ダイビング船の運航者(船長、運航事業者)が実施すべき安全対策
- ダイビング船の運航の安全を確保するためダイビング船の利用者(ダイビング事業者、ダイビング客)が守るべき事項
- ダイビング船のさらなる安全性向上のため関係者が取り入れることが望ましい協力体制、教育訓練等
- ダイビング船における、器材重量を踏まえた旅客搭載人数の算定
- 船舶をダイビング船として使用する場合の船舶検査

## ダイビング船の定義

本検討委員会において取り扱う「ダイビング船」は以下のとおりとする。

船舶検査証書上の用途に関わらず、実態としてダイビング事業者又はダイビング客からの需要に応じ、目的地においてダイビングを行わせる目的で使用される船舶を広く「ダイビング船」とする。

このため、例えば、通常、遊漁船として使用される船舶であっても、一時的な需要により上記の目的で使用される場面においては、当該船舶を「ダイビング船」として扱い、本検討委員会における議論の対象とする。

- 第1回検討委員会での討議の結果を踏まえ、第2回以降のテーマ・論点を整理。
- 第2回～3回(必要に応じ臨時回を追加)でテーマ別の議論を行う。
- ダイビング需要が高まる7月中にガイドラインの普及に着手できるよう、本年6月中～7月初旬までのとりまとめ(ガイドライン最終化)を目指し、集中的に検討を進める。

2025年4月末 第1回

## 総合的な討議

- ①近年のダイビング船による事故の概要
- ②ダイビング船の運航実態に係る調査結果
- ③沖縄県における安全対策の先行事例(水上安全条例等)
- ④検討委員会で議論すべきテーマの整理

2025年5月下旬 第2回

## テーマ別議論(1)

議論の状況を踏まえ、  
必要に応じ臨時回を開催

2025年6月上旬 第3回

## テーマ別議論(2)

2025年6月中  
～7月初旬 第4回

## とりまとめ(ガイドライン案最終化)

2025年夏目処

ガイドライン発行  
ガイドラインを用いた安全啓発活動の開始